

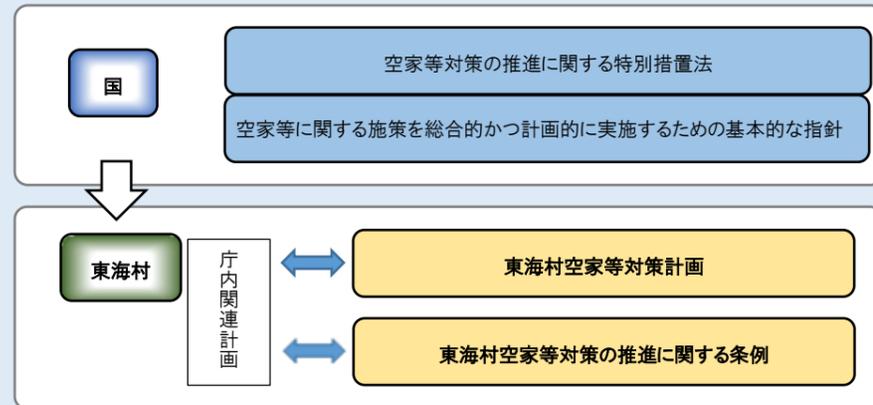
東海村空家等対策計画（第二期計画）（案） 概要版

計画の趣旨（P1）

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が公布され、本村においても東海村空家等対策計画及び東海村空家等対策の推進に関する条例を策定し空家問題に取り組んできた。計画の期間満了を迎え、継続的に空家問題に取り組むために第二期計画を策定。

○ 計画の位置付け

- 法第6条の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に即したのものとして策定する計画。



空家の現状と課題（P3）

- 実態については、令和3年4月から6月にかけて調査を実施。（計画には、住宅・土地統計調査の数値を掲載）

・ 地区別人口の推移

平成22年から令和3年における本村の地区別人口は、宅地開発が進んだことから、人口が増加した須和間地区、船場地区などが見られるものの、複数の地区においては人口が減少しております。なお、減少率が高い地区は、照沼地区、竹瓦地区となっております。

- 課題 地域別の人口の推移。東海村の空家率が上昇傾向。

＜資料：住宅・土地統計調査＞（単位：％）

区分	H15	H20	H25	H30
全国	12.23	13.14	13.51	13.60
茨城県	12.91	14.56	14.57	14.84
東海村	10.79	11.89	13.23	13.92

空家等対策に係る基本的な方針等（P12）

○ 基本的な方針

- 良好で快適に暮らせるまち
- 安全・安心して暮らせるまちづくりの推進
- 空家等を活用した地域福祉の促進

○ 対象地区

村内全域

○ 対象とする空家等の種類

一戸建ての住宅

○ 計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

各種施策の実施による効果や社会状況の変化等に応じて見直し。

○ 空家等の調査について

- 空家等の実態調査
令和3年度に実施。その後は、必要に応じて実施。
- 空家等の外観等調査
目視、近隣への聞き取り。水道の閉栓状況等についても調査。
- 台帳の整備
収集した情報は、台帳を作成し、適切な管理をおこなう。

○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等において適正な管理を促す。

○ 空家等及び跡地の活用の促進

空家バンクの活用を促すなど、空家等及び跡地の活用を促す。

○ 特定空家等に対する措置・対処に関する事項

- 基本的方針
空家等の所有者等に対し、必要な助言・指導を行う。
- 特定空家の判断基準
特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を基本。
- 東海村空家等対策審議会への付議
特定空家等に対する措置の方針に関すること（勧告、命令、代執行及び略式代執行）については審議会へ付議し、審議又は審査を求める。
- 代行措置
法第14条1項又は2項の規定による助言等を受けた特定空家等の所有者からの申し出を受けた際には村が代わって措置する。
- 緊急応急措置
空家等が危険になることが切迫し、所有者等が判明しない場合は、必要最小限の措置を講じる。
- 特定空家等に対する措置の流れ
管理不全の状態にある特定空家等に対しては、法に基づき対応を図ります。

○ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

関係機関や専門家団体と連携を図りながら、空家等の問題に取り組みます。

○ 空家等対策の実施体制に関する事項

- 空家等に関する事務の主管部局は、建設部都市政策課とします。また、空家等の問題となる要因は様々であるため、東海村空家等対策協議地域連絡協議会・東海村空家等対策審議会、庁内連携会議とともに対応します。

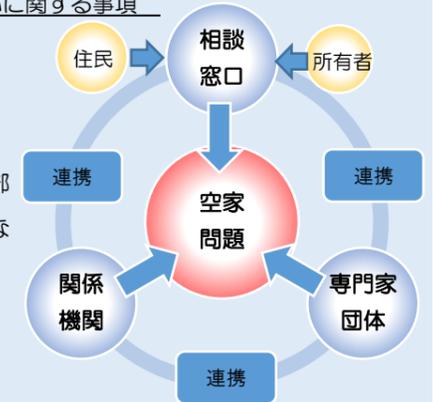
- 東海村空家等対策地域連絡協議会
空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

- 東海村空家等対策審議会

村の附属機関として特定空家に対する措置等について審議又は審査。

- 庁内連携会議

庁内の空家対策関係課において空家の適切な管理や流通利活用に取り組む。



計画の目標と検証（P21）

○ 計画の目標と検証

目標：管理されていない空家数の削減に努めます。

計画に基づく各施策について、定期的に検証し、計画の最終年度には、村内の空家の状況を改めて調査し検証します。

目標を達成するために実施する施策等（P22）

○ 空家化の予防

- 総合相談窓口の設置と専門家団体等の紹介
- 村民への情報発信
- 高齢者世帯への対応
- 空家化の予防に関する支援制度

○ 管理不全な空家等の解消

- 継続的な注意喚起
- 耐震性の不十分な空家等の解消
- 管理不全な空家等の解消に関する支援制度

○ 空家等の利活用促進

- 空家バンクの提供
- 地域福祉向上のための情報提供
- 空家等の跡地の活用
- 空家等の利活用促進に関する支援制度